

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第38期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社アトム
【英訳名】	ATOM CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 植田 剛史
【本店の所在の場所】	名古屋市中区栄四丁目2番7号
【電話番号】	052(249)5225
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理・財務担当 宮川 拓
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区栄四丁目2番7号
【電話番号】	052(249)5225
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理・財務担当 宮川 拓
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第38期 第3四半期 累計期間	第38期 第3四半期 会計期間	第37期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(千円)	18,629,163	6,112,801	26,311,411
経常利益(千円)	348,514	75,032	1,174,525
四半期(当期)純利益(千円)	190,095	10,290	834,561
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-
資本金(千円)	-	2,973,273	2,673,273
発行済株式総数(千株)	-	普通株式 38,251 優先株式 9,000	普通株式 36,251 優先株式 9,000
純資産額(千円)	-	4,599,607	4,929,905
総資産額(千円)	-	13,416,445	13,821,292
1株当たり純資産額(円)	-	77.48	83.78
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	4.51	0.04	22.07
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	4.19	-	17.54
1株当たり配当額(円)	-	-	普通株式 1.00 優先株式 4.00
自己資本比率(%)	-	34.3	35.7
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	622,306	-	1,283,880
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	230,412	-	232,325
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	828,180	-	917,232
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	-	2,641,215	3,077,502
従業員数(人)	-	471	461

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 第38期第3四半期会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	471 (1,317)
---------	-------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【仕入及び販売の状況】

(1) 部門別仕入実績

当第3四半期会計期間の仕入実績を事業の部門別に示すと次のとおりであります。

事業部門の名称	当第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
すし部門(千円)	1,175,415
レストラン部門(千円)	1,228,939
合計(千円)	2,404,355

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 部門別販売実績

当第3四半期会計期間の販売実績を事業の部門別に示すと次のとおりであります。

事業部門の名称	当第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
すし部門(千円)	2,465,099
レストラン部門(千円)	3,630,354
その他(千円)	17,347
合計(千円)	6,112,801

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、当第3四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期におけるわが国経済は、サブプライムローン問題に端を発した金融不安の影響を受け、各企業は設備投資の抑制、生産調整、人員の削減を行ない、個人消費も急速に冷え込み、景気は先行きの不透明な状況が続きました。

外食業界におきましても、個人消費が低迷する中、食品偽装等の事件の多発により食に対する不信任から消費者離れは拡大傾向にあり、ますます厳しい状況となっております。

このような状況の中、当社は、新規業態への業態変更による店舗の見直しや、積極的な販売促進策、従業員教育の強化に努め、収益力の強化を進めてまいりましたが、競争激化による来店客数の低迷や、原材料価格の上昇、従業員不足改善のための人件費上昇など、経営環境は非常に厳しいものとなりました。

各事業部門の概要は以下の通りです。

すし部門

すし部門では新規出店はありませんでした。

業態変更につきましては、「廻転寿司アトムボーイ」から「にぎりの徳兵衛」へ直営店1店舗を行いました。

改装につきましては、「海鮮アトムボーイ」直営店1店舗を行いました。

閉店につきましては、「回転すし海へ」直営店1店舗、「にぎりの徳兵衛」直営店1店舗の合計2店舗（直営店2店舗）を行いました。

この結果、当第3四半期末の店舗数は90店舗（直営店72店舗、F C店18店舗）となり、売上高は24億65百万円となりました。

レストラン部門

レストラン部門では新規出店はありませんでした。

業態変更につきましては、「がんこ亭」から「味のがんこ炎」へ直営店1店舗、「濱ふうふう」へ直営店1店舗、「味のがんこ炎」から「濱ふうふう」へ直営店1店舗、「カルビ大将」から「韓の食卓」へ直営店2店舗、「唐楽家」から「韓の食卓」へ直営店1店舗、「えちぜん」から「濱ふうふう」へ直営店2店舗、「ときわ」から「はまふう」へ直営店1店舗の合計9店舗（直営店9店舗）を行いました。

改装につきましては、「カルビ大将」直営店1店舗を行いました。

閉店につきましては、「唐楽家」直営店1店舗を行いました。

この結果、当第3四半期末の店舗数は175店舗（直営店160店舗、F C店15店舗）となり、売上高は36億30百万円となりました。

その他の部門

ロイヤリティ、加盟金等、「その他」の売上高は17百万円となりました。

以上の結果、当第3四半期末における店舗数は合計265店舗（直営店232店舗、F C店33店舗）、売上高は61億12百万円、営業利益は69百万円、経常利益は75百万円、当四半期純利益は10百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期の現金及び現金同等物の残高は26億41百万円となりました。当第3四半期におけるキャッシュ・フローは次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

18百万円増加いたしました。

その主要な要因は、減価償却費の計上、仕入債務の増加等であります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

9億63百万円増加いたしました。

その主要な要因は、関係会社貸付金の回収による収入等であります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

1億66百万円減少いたしました。

その主要な要因は、長期借入金の返済による支出等であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社の対処すべき課題の状況に重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の原状と見通し

当社を取り巻く事業の環境は、食料品、日用品の値上がり、雇用問題の深刻化などにより、外食への個人消費が低迷する傾向にあり、ますます厳しい状況となっております。

当社といたしましては、これらの状況を踏まえて、引き続き既存店舗の売上高回復が最優先課題と捉え、販売促進、お客様のニーズを捉えたメニューの開発、サービスの強化に努め、顧客満足度及び集客力の強化による売上高の回復に努めてまいります。また、不振店の業態変更を積極的に進め、主力業態の整備に努めてまいります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、火災により当社の主要な設備1店舗が減少いたしました。その設備の状況は、次のとおりであります。

店名	帳簿価額（千円）					従業員数 （人）
	土地		建物及び構築物	その他	投下資本合計	
	面積（㎡）	金額				
唐楽家今之浦店 （静岡県磐田市）	-	-	10,030	647	10,677	-

（注）帳簿価額「その他」は器具及び備品であります。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、前会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	111,000,000
優先株式	9,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	38,251,796	38,251,796	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第二部	単元株式数100株
第1回優先株式	9,000,000	9,000,000	非上場	(注)
計	47,251,796	47,251,796	-	-

(注) 第1回優先株式の内容は、次のとおりであります。

1. 単元株式数

100株

2. 優先配当金

(1) 優先配当金の額

当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)又は優先株式の登録質権者(以下「優先登録質権者」という。)に対して、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)(以下「優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金が支払われた場合、優先配当金の支払いは、優先中間配当金を控除した額による。

$$\text{優先配当金} = 200\text{円} \times 2\%$$

(2) 優先中間配当金の額

中間配当を行う場合、当社は、優先株主又は優先登録質権者に対して、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当する額を支払う。

(3) 累積条項

ある営業年度において、優先株主又は優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌営業年度以降に累積し、累積した不足額(以下「累積未払優先配当金」という。)については、優先配当金及び普通株主若しくは普通登録質権者に対する利益配当金に先立って、これを優先株主又は優先登録質権者に支払う。

(4) 非参加条項

優先株主又は優先登録質権者に対しては、優先配当金を超えて配当を行わない。

3. 残余財産の分配

(1) 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、優先株主又は優先登録質権者に対し、優先株式1株につき200円及び累積未払優先配当金相当額を支払う。

(2) 優先株主又は優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

4. 買受け

(1) 当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に、優先株式のみを買い受けることができる。

(2) 優先株主は、当社が行う他の種類の株式に関する買受けについて、旧商法第210条第7項の請求をなし得ず、優先株主に関する請求権に係る同条第6項の招集通知の記載を要しない。

5. 議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6. 分割又は併合

当社は、優先株式について株式の分割又は併合を行わないことを定款に定めております。

7. 買取請求

- (1) 優先株主は、平成17年11月1日以降いつでも、優先株式1株につき200円に買取りの効力発生日現在における累積未払優先配当金相当額及び日割未払優先配当金相当額を加えた額を買取価額として、旧商法の規定に従い優先株式の全部又は一部の買取りを請求することができる。
- (2) 日割未払優先配当金相当額は、買取りがなされる営業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、買取りを行う日の属する営業年度の初日から買取りの効力発生日（いずれも同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）とする。
- (3) 買取請求は、買取りの効力発生日が属する営業年度の直前営業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前営業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び買取りの効力発生日が属する営業年度において既に取りが実行又は決定された価額の合計額を控除した金額（以下「限度額」という。）を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。

8. 転換予約権

(1) 転換を請求し得べき期間

転換を請求し得べき期間は、平成17年11月1日以降とする。

(2) 転換の条件

優先株式は、1株につき下記(a)及び(b)に定める転換価額により、優先株式を当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

転換価額は、当初200円とする。

(b) 転換価額の調整

- (i) 転換価額は、優先株式の発行日以降、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合、以下の算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整される（以下、調整後の転換価額を「調整後転換価額」という。）。調整後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、かかる発行又は移転を合せて「交付」という。）（株式の分割、転換予約権付株式の転換又は新株予約権の行使による場合を除く。）する場合。

調整後転換価額は、払込期日の翌日以降又は募集のための株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。

時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される又は転換することができる株式を交付する場合。

調整後転換価額は、その株式の発行日若しくは受渡日に又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、交付される株式の全額が転換され、当社の普通株式が新たに交付されたものとみなし、その交付日の翌日以降又はその割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該交付される株式の転換価額がその発行日若しくは受渡日又は割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、転換され得る最初の日の前日に発行され、かつ、証券の全額が転換されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

新株予約権の行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額(旧商法第341条ノ15第4項又は第280条ノ20第4項に規定される、以下同じ。)が時価を下回ることとなる新株予約権又は新株予約権付社債を交付する場合、

調整後転換価額は、その証券の交付日に又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、新株予約権の全部が行使され、当社の普通株式が交付されたものとみなし、その交付日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用する。ただし、当該交付される証券の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの価額がその交付日又は割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に交付され、かつ、全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

- (ii) 本第(b)項において、「時価」とは、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (iii) 上記(i)の各項目に掲げる場合のほか、次の各号に該当する場合、転換価額は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- 合併、新設分割、吸収分割、資本金若しくは資本準備金の減少、自己株式の取得又は普通株式の併合により、転換価額の調整を必要とする場合、
- 第号のほか、当社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、転換価額の調整を必要とする場合、
- 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合、
- (iv) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整を行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差し引いた額を使用する。
- (v) 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額とする。
- (vi) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当がある場合はその日又は株主割当がない場合は調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の普通株式の発行済株式数から、当該日において当社が有する当社の普通株式数を控除した数とする。
- (vii) 転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下をいう。
- 上記(i)の時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合、当該払込金額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額とする。)
- 上記(i)の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
- 上記(i)の時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換することができる株式を交付する場合には、当該転換価額
- 上記(i)の新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権又は新株予約権付社債を発行する場合には、当該1株当たりの発行価額
- (3) 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

- (4) 転換の請求により交付する株式の内容
当社普通株式
- (5) 転換請求受付場所
株式会社アトム名古屋本社
- (6) 転換の効力の発生
転換の効力は、当社所定の転換請求書及び優先株券が前記(5)に記載する転換請求受付場所の営業時間内に当該転換請求受付場所に到着したときに発生する。
- (7) 転換後第1回目の配当
優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第341条の2の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成17年7月14日発行）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	500
新株予約権の数(個)	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成20年7月14日 至平成22年7月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 (注)1 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債は、旧商法第341条ノ2第4項の定めにより、本社債と本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 行使価額の調整

- (a) 当社は、本社債の発行後、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合、以下の算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整し、以下に定める各時期以降、当該調整後行使価額を適用する。調整後行使価額は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額} \cdot \text{処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

- () 時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を交付（株式の分割、転換予約権付株式の転換又は新株予約権の行使による場合を除く。）する場合、調整後行使価額は、振込期日の翌日以降又は募集のための株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降これを適用する。
- () 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。
- () 時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される又は転換することができる株式を交付する場合、調整後行使価額は、その株式の発行日若しくは受渡日に又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、交付される株式の全額が転換され、当社の普通株式が新たに交付されたものとみなし、その交付日の翌日以降又はその割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該交付される株式の転換価額がその発行日若しくは受渡日又は割当日において確定しない場合、調整後行使価額は、転換され得る最初の日の前日に発行され、かつ、証券の全額が転換されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。
- () 新株予約権の行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額（旧商法第341条ノ15第4項又は第280条ノ20第4項に規定される。以下同じ。）が時価を下回ることとなる新株予約権又は新株予約権付社債を交付する場合、

調整後行使価額は、その証券の交付日に又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、新株予約権の全部が行使され、当社の普通株式が交付されたものとみなし、その交付日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用する。ただし、当該交付される証券の新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額がその交付日又は割当日において確定しない場合、調整後行使価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に交付され、かつ、全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

- (b) 「時価」とは、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (c) 上記(a)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- () 合併、新設分割、吸収分割、資本金若しくは資本準備金の減少、自己株式の取得又は普通株式の併合により、行使価額の調整を必要とする場合。
 - () 上記()のほか、当社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、行使価額の調整を必要とする場合。
 - () 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合。
- (d) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整を行わない。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額から当該差額を差し引いた額を使用する。
- (e) 行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とする。
- (f) 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当がある場合はその日又は株主割当がない場合は調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の普通株式の発行済株式数から、当該日において当社が有する当社の普通株式数を控除した数とする。
- (g) 行使価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下をいう。
- () 上記第(a)号()の時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額とする。）
 - () 上記第(a)号()の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
 - () 上記第(a)号()の時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換することができる株式を交付する場合には、当該転換価額
 - () 上記第(a)号()の新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権又は新株予約権付社債を発行する場合には、当該1株当たりの発行価額
- (h) 行使価額の調整を行った場合、当社は、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞無く本社債権者に対して通知する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	-	47,251,796	-	2,973,273	-	300,000

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 9,000,000	-	(注)3
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,465,300	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,712,700	357,119	同上
単元未満株式	普通株式 73,796	-	-
発行済株式総数	47,251,796	-	-
総株主の議決権	-	357,119	-

(注)1. 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄は、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ800株及び50株含まれております。なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数8個が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式63株が含まれております。
3. 第1回優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 単元株式数
100株

(2) 優先配当金

優先配当金の額

当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)又は優先株式の登録質権者(以下「優先登録質権者」という。)に対して、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)(以下「優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金が支払われた場合、優先配当金の支払いは、優先中間配当金を控除した額による。

$$\text{優先配当金} = 200\text{円} \times 2\%$$

優先中間配当金の額

中間配当を行う場合、当社は、優先株主又は優先登録質権者に対して、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当する額を支払う。

累積条項

ある営業年度において、優先株主又は優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌営業年度以降に累積し、累積した不足額(以下「累積未払優先配当金」という。)については、優先配当金及び普通株主若しくは普通登録質権者に対する利益配当金に先立って、これを優先株主又は優先登録質権者に支払う。

非参加条項

優先株主又は優先登録質権者に対しては、優先配当金を超えて配当を行わない。

(3) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、優先株主又は優先登録質権者に対し、優先株式1株につき200円及び累積未払優先配当金相当額を支払う。

優先株主又は優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(4) 買受け

当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に、優先株式のみを買い受けることができる。

優先株主は、当社が行う他の種類の株式に関する買受けについて、旧商法第210条第7項の請求をなし得ず、優先株主に関する請求権に係る同条第6項の招集通知の記載を要しない。

(5) 議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 分割又は併合

当社は、優先株式について株式の分割又は併合を行わないことを定款に定めております。

(7) 買取請求

優先株主は、平成17年11月1日以降いつでも、優先株式1株につき200円に買取りの効力発生日現在にお

る累積未払優先配当金相当額及び日割未払優先配当金相当額を加えた額を買取価額として、旧商法の規定に従い優先株式の全部又は一部の買取りを請求することができる。

日割未払優先配当金相当額は、買取りがなされる営業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、買取りを行う日の属する営業年度の初日から買取りの効力発生日（いずれも同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）とする。

買取請求は、買取りの効力発生日が属する営業年度の直前営業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前営業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び買取りの効力発生日が属する営業年度において既に取りが実行又は決定された価額の合計額を控除した金額（以下「限度額」という。）を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。

(8) 転換予約権

転換を請求し得べき期間

転換を請求し得べき期間は、平成17年11月1日以降とする。

転換の条件

優先株式は、1株につき下記(a)及び(b)に定める転換価額により、優先株式を当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

転換価額は、当初200円とする。

(b) 転換価額の調整

(i) 転換価額は、優先株式の発行日以降、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合、以下の算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整される（以下、調整後の転換価額を「調整後転換価額」という。）。調整後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

(ア) 時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、かかる発行又は移転を合せて「交付」という。）（株式の分割、転換予約権付株式の転換又は新株予約権の行使による場合を除く。）する場合。

調整後転換価額は、払込期日の翌日以降又は募集のための株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降これを適用する。

(イ) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。

(ウ) 時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される又は転換することができる株式を交付する場合。

調整後転換価額は、その株式の発行日若しくは受渡日に又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、交付される株式の全額が転換され、当社の普通株式が新たに交付されたものとみなし、その交付日の翌日以降又はその割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該交付される株式の転換価額がその発行日若しくは受渡日又は割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、転換され得る最初の日の前日に発行され、かつ、証券の全額が転換されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

(エ) 新株予約権の行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額（旧商法第341条ノ15第4項又は第280条ノ20第4項に規定される。以下同じ。）が時価を下回ることとなる新株予約権又は新株予約権付社債を交付する場合。

調整後転換価額は、その証券の交付日に又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、新株予約権の全部が行使され、当社の普通株式が交付されたものとみなし、その交付日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用する。ただし、当該交付される証券の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの価額がその交付日又は割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に交付され、かつ、全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

(i) 本第(b)項において、「時価」とは、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (iii) 上記(i)の各項目に掲げる場合のほか、次の各号に該当する場合、転換価額は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- (ア) 合併、新設分割、吸収分割、資本金若しくは資本準備金の減少、自己株式の取得又は普通株式の併合により、転換価額の調整を必要とする場合。
 - (イ) 第(ア)号のほか、当社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、転換価額の調整を必要とする場合。
 - (ウ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合。
- (iv) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整を行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差し引いた額を使用する。
- (v) 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額とする。
- (vi) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当がある場合はその日又は株主割当がない場合は調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の普通株式の発行済株式数から、当該日において当社が有する当社の普通株式数を控除した数とする。
- (vii) 転換価額調整式で使用する1株当りの払込金額とは、それぞれ以下をいう。
- (ア) 上記(i)(ア)の時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合、当該払込金額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額とする。)
 - (イ) 上記(i)(イ)の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
 - (ウ) 上記(i)(ウ)の時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換することができる株式を交付する場合には、当該転換価額
 - (エ) 上記(i)(エ)の新株予約権の行使により発行される普通株式1株当りの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権又は新株予約権付社債を発行する場合には、当該1株当りの発行価額

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

転換の請求により交付する株式の内容

当社普通株式

転換請求受付場所

株式会社アトム名古屋本社

転換の効力の発生

転換の効力は、当社所定の転換請求書及び優先株券が前記 に記載する転換請求受付場所の営業時間内に当該転換請求受付場所に到着したときに発生する。

転換後第1回目の配当

優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社アトム	名古屋市中区栄四丁目2番7号	2,465,300	-	2,465,300	5.22
計	-	2,465,300	-	2,465,300	5.22

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	409	398	410	403	401	402	376	311	304
最低(円)	391	390	393	393	395	374	223	297	296

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は次のとおりであります。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	管理本部長	取締役	管理部長	中林 滋宜	平成20年10月1日
取締役	総務・人事担当	取締役	人事グループ マネージャー	伊藤 文暁	平成20年10月1日

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第2四半期会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第6条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,641,215	3,077,502
売掛金	292,144	254,034
たな卸資産	³ 221,315	³ 114,213
その他	562,341	552,906
貸倒引当金	571	550
流動資産合計	3,716,445	3,998,106
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	4,426,110	4,466,171
その他	1,741,542	1,638,726
有形固定資産合計	¹ 6,167,652	¹ 6,104,898
無形固定資産		
	99,031	85,670
投資その他の資産		
敷金及び保証金	2,921,946	3,029,615
その他	783,580	1,016,451
貸倒引当金	272,210	413,449
投資その他の資産合計	3,433,316	3,632,616
固定資産合計	9,700,000	9,823,186
資産合計	13,416,445	13,821,292
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,856,392	1,633,290
1年内償還予定の社債	-	180,000
1年内返済予定の長期借入金	1,722,712	1,547,162
未払法人税等	47,585	74,077
引当金	118,578	165,000
その他	1,444,620	1,414,281
流動負債合計	5,189,888	5,013,812
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	500,000	1,100,000
長期借入金	2,554,260	2,268,638
引当金	-	110,629
その他	572,689	398,306
固定負債合計	3,626,949	3,877,574
負債合計	8,816,838	8,891,387

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,973,273	2,673,273
資本剰余金	1,651,663	1,384,282
利益剰余金	993,538	947,500
自己株式	990,241	85,447
株主資本合計	4,628,233	4,919,609
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	28,626	10,296
評価・換算差額等合計	28,626	10,296
純資産合計	4,599,607	4,929,905
負債純資産合計	13,416,445	13,821,292

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	18,629,163
売上原価	7,018,269
売上総利益	11,610,893
販売費及び一般管理費	11,295,082
営業利益	315,811
営業外収益	
不動産賃貸収入	156,536
その他	69,383
営業外収益合計	225,919
営業外費用	
支払利息	63,672
不動産賃貸原価	123,487
その他	6,056
営業外費用合計	193,216
経常利益	348,514
特別利益	
固定資産売却益	13,470
貸倒引当金戻入額	16,059
退職給付制度改定益	14,064
特別利益合計	43,594
特別損失	
固定資産除却損	109,075
固定資産売却損	17,575
店舗閉鎖損失引当金繰入額	31,453
その他	9,156
特別損失合計	167,260
税引前四半期純利益	224,849
法人税、住民税及び事業税	34,753
法人税等合計	34,753
四半期純利益	190,095

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
売上高	6,112,801
売上原価	2,310,039
売上総利益	3,802,762
販売費及び一般管理費	3,733,756
営業利益	69,005
営業外収益	
不動産賃貸収入	51,791
その他	20,000
営業外収益合計	71,791
営業外費用	
支払利息	23,144
不動産賃貸原価	40,915
その他	1,705
営業外費用合計	65,765
経常利益	75,032
特別利益	
貸倒引当金戻入額	1,162
退職給付制度改定益	14,064
特別利益合計	15,226
特別損失	
固定資産除却損	31,964
店舗閉鎖損失引当金繰入額	27,263
その他	9,156
特別損失合計	68,384
税引前四半期純利益	21,874
法人税、住民税及び事業税	11,584
法人税等合計	11,584
四半期純利益	10,290

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	224,849
減価償却費	545,598
減損損失	5,957
貸倒引当金の増減額(は減少)	34,440
退職給付引当金の増減額(は減少)	110,629
賞与引当金の増減額(は減少)	32,350
ポイント引当金の増減額(は減少)	20,241
受取利息及び受取配当金	22,522
支払利息	63,672
固定資産除却損	109,075
売上債権の増減額(は増加)	38,109
たな卸資産の増減額(は増加)	107,102
仕入債務の増減額(は減少)	223,101
未払消費税等の増減額(は減少)	62,826
その他	9,002
小計	753,033
利息及び配当金の受取額	12,471
利息の支払額	74,011
法人税等の支払額	69,187
営業活動によるキャッシュ・フロー	622,306
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	453,930
無形固定資産の取得による支出	25,402
有形固定資産の売却による収入	97,025
関係会社貸付けによる支出	1,600,000
関係会社貸付金の回収による収入	1,600,000
敷金及び保証金の回収による収入	200,570
敷金及び保証金の差入による支出	42,562
その他	6,113
投資活動によるキャッシュ・フロー	230,412
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	1,740,000
長期借入金の返済による支出	1,278,828
ファイナンス・リース債務の返済による支出	27,881
社債の償還による支出	180,000
自己株式の取得による支出	953,473
新株予約権の行使による株式の発行による収入	15,972
配当金の支払額	144,057
その他	87
財務活動によるキャッシュ・フロー	828,180
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	436,286
現金及び現金同等物の期首残高	3,077,502
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,641,215

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号)を第1四半期会計期間から早期に適用しております。なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、引き続き賃貸借取引に係る会計処理を行っております。</p> <p>これにより、第3四半期累計期間の営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益は、それぞれ3,821千円減少しております。</p>
	<p>棚卸資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、最終仕入原価法によっておりましたが、第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>これによる営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 一般債権の貸倒見積額の算定方法	当第3四半期会計期間末の貸倒実績率等が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、一般債権の貸倒見積高につきましては、直前期で用いた貸倒実績率を使用しております。
2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前事業年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。
3. 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している固定資産の減価償却費については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

(退職給付引当金)

当社は、平成20年10月に退職一時金制度について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。

本移行に伴う影響額は、当第3四半期累計期間の特別利益として14,064千円計上されております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は、9,642,338千円です。	1 有形固定資産の減価償却累計額は、9,442,178千円です。
2 保証債務 他社及び当社従業員の金融機関借入金に対して次のとおり保証を行っております。	2 保証債務 他社及び当社従業員の金融機関借入金に対して次のとおり保証を行っております。
有エムエヌ富士 3,065千円 従業員 1,935	有エムエヌ富士 8,491千円 従業員 2,391
計 5,001	計 10,882
3 たな卸資産の内訳は、次のとおりです。	3 たな卸資産の内訳は、次のとおりです。
商品 554千円 原材料及び貯蔵品 220,761千円	商品 350千円 原材料及び貯蔵品 113,863千円

(四半期損益計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。	
従業員給料手当	1,454,827千円
その他人件費	2,789,638
賞与引当金繰入額	100,616
退職給付費用	23,822
当第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。	
従業員給料手当	487,083千円
その他人件費	944,199
賞与引当金繰入額	20,502
退職給付費用	10,322

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	
(千円)	
現金及び預金勘定	2,641,215
現金及び現金同等物	2,641,215

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 38,251,796株
優先株式 9,000,000株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 2,465,358株
3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
4. 配当に関する事項
(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年4月25日 取締役会	普通株式	36,067	1	平成20年3月31日	平成20年6月23日	利益剰余金
平成20年4月25日 取締役会	優先株式	108,000	4	平成20年3月31日	平成20年6月23日	利益剰余金

- (2)基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第3四半期会計期間末(平成20年12月31日)

満期保有目的の債券で時価のあるもの及びその他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものとなっておりますが、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められませんので、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期会計期間末の契約額等は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 77.48円	1株当たり純資産額 83.78円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 4.51円	1株当たり四半期純利益金額 0.04円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 4.19円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	190,095	10,290
普通株主に帰属しない金額(千円)	27,000	9,000
普通株式に係る四半期純利益(千円)	163,095	1,290
期中平均株式数(千株)	36,140	35,786
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	32,785	-
(うち支払利息(税額相当額控除後))		
(うち事務手数料(税額相当額控除後))		
普通株式増加数(千株)	10,523	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

当第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
<p>(株式会社ジクトとの合併契約の締結)</p> <p>当社は平成21年1月30日開催の取締役会において、株式会社ジクト(以下「ジクト」という。)を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約書を締結いたしました。</p> <p>合併の目的</p> <p>両社の業態・ブランドの相互展開及び物流機能の一元化による収益力の向上を目指し、企業価値の向上を図るためであります。</p> <p>合併する相手会社の名称</p> <p>株式会社ジクト</p> <p>合併の方法</p> <p>当社を存続会社とする吸収合併方式によるものとし、ジクトは解散致します。</p> <p>合併後の会社の名称 株式会社アトム</p>

当第3四半期会計期間
(自平成20年10月1日
至平成20年12月31日)

合併比率 1:0.6

(第三者機関による算定の結果を参考に、合併当事者間で協議の上、合併比率を決定いたしました。)

合併により発行する新株式数等

普通株式 130,220,975株(予定)

優先株式 32株

ジクトの普通株式1株に対して、当社の普通株式0.6株を割当交付いたします。

ジクトの第1回無議決権優先株式1株に対して、当社の第2回優先株式1株を割当交付いたします。

ジクトの第2回無議決権優先株式1株に対して、当社の第3回優先株式1株を割当交付いたします。

ジクトの第3回無議決権優先株式1株に対して、当社の第4回優先株式1株を割当交付いたします。

ジクトは新株予約権付社債(以下、「本新株予約権付社債」という。)を発行しており、本合併効力発生日において、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債における新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)に代えて、新たに発行する当社の新株予約権を割当交付し、本新株予約権は消滅する予定です。

尚、本新株予約権付社債における社債に係る債務(総額2,200百万円)については当社が承継する予定です。新たに交付する新株予約権の概要は、以下の通りです。

イ.新株予約権の個数	220個
ロ.目的となる株式の種類及び数	普通株式 14,666,666株
ハ.行使時の払込金額	150円
ニ.行使期間	自平成21年3月26日 至平成25年10月30日
ホ.付与対象者	ジクトの新株予約権付社債権者

相手会社の主な事業の内容、規模(直近期の売上高、当期純利益、資産・負債及び純資産の額、従業員数等)

事業内容 北関東・東北・北陸地区における直営・FC飲食チェーンの経営(カラオケ店含む)及び
レンタルビデオ店の経営

本店所在地 栃木県宇都宮市昭和一丁目2番18号

設立年月日 昭和50年5月12日

代表者 代表取締役社長 小澤 俊治

資本金 645百万円(平成20年2月29日時点)

発行済株式数 217,044千株(平成20年2月29日時点)

売上高 21,668百万円(平成20年2月期)

当期純利益 412百万円(平成20年2月期)

総資産 18,948百万円(平成20年2月29日時点)

負債総額 15,006百万円(平成20年2月29日時点)

純資産 3,941百万円(平成20年2月29日時点)

決算日 2月末日

従業員数 483名(平成20年2月29日時点)

株主構成 株式会社コロワイド 91.43%

合併の時期

平成21年3月26日(予定)

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

株式会社アトム
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高山 勉 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡野 英生 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 河合 宏幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アトムの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第38期事業年度の第3四半期会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アトムの平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年1月30日開催の取締役会において、株式会社ジクトを吸収合併することを決議し、同日付で合併契約書を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。